

74の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分			単位	金額		
(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	ア 新築住宅	(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）が提出された場合	1戸建ての住宅	1戸	17,000円	
			共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	6,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	5,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	2,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	2,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,000円
		(イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）の写しが提出された場合	1戸建ての住宅	〃	15,000円	
			共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	11,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	9,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	6,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	5,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	4,000円
1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	4,000円				

		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	3,000円	
		1棟の戸数が300を超えるもの	〃	3,000円	
(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合	1戸建ての住宅		〃	44,000円	
	共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	<u>21,000円</u>	
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	16,000円	
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	13,000円	
		1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	<u>12,000円</u>	
		1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	10,000円	
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	9,000円	
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	<u>9,000円</u>	
		1棟の戸数が300を超えるもの	〃	8,000円	
		イ 既存住宅	(ア) 適合証が提出された場合	1戸建ての住宅	
共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの			〃	10,000円
	1棟の戸数が5を超え10以下のもの			〃	8,000円
	1棟の戸数が10を超え25以下のもの			〃	5,000円
	1棟の戸数が25を超え50以下のもの			〃	5,000円
	1棟の戸数が50を超え100以下のもの			〃	4,000円
	1棟の戸数が100を超え200以下のもの			〃	4,000円
	1棟の戸数が200を超えるもの			〃	4,000円

				下のもの			
				1 棟の戸数が 200を超え300以 下のもの	〃	3,000円	
				1 棟の戸数が 300を超えるも の	〃	3,000円	
		(イ) (ア)以外の 場合	1 戸建ての住宅		〃	<u>67,000</u> 円	
			共同住 宅、長屋	1 棟の戸数が 5 以下のもの	〃	31,000 円	
			その他 1 戸建ての 住宅以外 の住宅	1 棟の戸数が 5 を超え10以下の もの	〃	25,000 円	
				1 棟の戸数が10 を超え25以下の もの	〃	<u>20,000</u> 円	
				1 棟の戸数が25 を超え50以下の もの	〃	17,000 円	
				1 棟の戸数が50 を超え100以下 のもの	〃	15,000 円	
				1 棟の戸数が 100を超え200以 下のもの	〃	14,000 円	
				1 棟の戸数が 200を超え300以 下のもの	〃	13,000 円	
				1 棟の戸数が 300を超えるも の	〃	12,000 円	
(2) 法第8条 第1項の規定 による認定を 受けた長期優 良住宅建築等 計画の変更の 認定の申請に 対する審査	ア 新築住宅	(ア) 建築をしよ うとする住宅の 構造又は設備の 変更	a 適合証が提出された 場合		〃	2,000円	
			b 設計 住宅性 能評価 書の写 しが提 出され た場合	1 戸建ての住宅	〃	3,000円	
				共同住 宅、長屋	1 棟の 戸数が 5 以下 のもの	〃	3,000円
				その他 1 戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟の 戸数が 5 を超 え10以 下のも の	〃	2,000円
					1 棟の 戸数が 10を超 え25以	〃	2,000円

	下のもの		
	1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	1,000円
	1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	1,000円
	1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	1,000円
	1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	1,000円
	1棟の戸数が300を超えるもの	〃	1,000円
c a 及び b 以外の場合	1戸建ての住宅	〃	<u>16,000円</u>
	共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃 7,000円
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃 6,000円
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃 5,000円

				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	4,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	4,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	3,000円
		(イ) (ア)以外の変更			1件	2,000円
イ 既存住宅	(ア) 建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更	a 適合証が提出された場合			1戸	3,000円
		b a以外の場合	1戸建ての住宅		〃	<u>24,000円</u>
			共同住宅、長屋 その他 1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	11,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	9,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	7,000円

					の		
					1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	7,000円
					1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	6,000円
					1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	5,000円
					1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	5,000円
					1棟の戸数が300を超えるもの	〃	5,000円
					(イ) (ア)以外の変更	1件	3,000円
				(3)	法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	〃	2,000円
				(4)	法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	〃	2,000円

- (備考) 1 この項の(1)又は(2)の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、(1)又は(2)に定める区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額を棟ごとに納付するものとする。
- 2 この項の(1)又は(2)の場合において、法第6条第2項に規定する申出があったときは、この項の(1)又は(2)に定める額に、68の項の(1)に定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)に定める額を加えた額とする。
- 3 この項の(2)のア又はイの場合において、一の変更の申請に(ア)及び(イ)の変更が含まれているときは、それぞれ(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額とする。